

議案第 16 号

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 26 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市廃棄物の適正処理(第13条—第23条)
手数料及び許可等(第24条—第28条)
その他の(第29条・第30条)

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 廃棄物の適正処理(第13条—第23条) 手数料及び許可等(第24条—第28条) その他の(第29条・第30条) 附則	目次 第1章 略 略 第2章 廃棄物の適正処理(第13条—第22条) 手数料及び許可等(第23条—第27条) その他の(第28条・第29条) 第3章 第4章 第5章 附則 第19条 略 (技術管理者の資格) 第20条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、 次のとおりとする。 (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士 (化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格 した者に限る。) (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除 く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者 (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者 (4) 学校教育法(昭和22年法律第26条)に基づく大学(短期大学を除 く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基 づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学 (旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同 じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上 廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬

学、工学、農学若しくはこれらに相當する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に從事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校)に基づく専門学校にある科では、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に從事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は中等教育学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に從事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等教育学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学生科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に從事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等教育学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に從事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に從事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者

第 20 条～第 29 条 略

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。